元気城下町（やまとこおりやま）城下町出前トーク実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、元気城下町（やまとこおりやま）出前トーク（以下「出前トーク」という。）を実施することにより、行政の円滑な推進や市民との協働によるまちづくり活動を促進するとともに情報公開及び広聴活動の充実を図ることを目的とする。

（内容）

第２条　大和郡山市（以下「市」という。）が別に掲げるテーマなどに関し、市の職員が市民等で構成された集会等に直接出向いて、市政の説明等を行うものとする。

（対象）

第３条　市内に在住、在勤又は在学の者で構成された団体（以下「団体」という。）で、当日概ね１０人以上の参加が可能な団体とする。

（テーマ）

第４条　市は、第２条のテーマをあらかじめ公表するものとする。

（時間）

第５条　出前トークは１２月２９日から１月３日までを除くすべての日の午前９時から午後９時までの間で、質疑応答を含めた１時間半程度とするものとする。

（場所）

第６条　出前トークを行う場所は、市内で、かつ、出前トークの申込をしようとする団体等（以下「申込団体」という。）が指定する場所とするものとする。

２　会場の選定及び準備は原則として申込団体が行うものとする。

（講師料等）

第７条　出前トークに派遣する職員の講師料は無料とする。ただし、会場使用料等、出前トークに要する費用は申込団体の負担とする。

（申込方法）

第８条　申込団体は、希望日の２週間前までに元気城下町（やまとこおりやま）出前トーク申込書（様式第１号）を企画政策課へ提出しなければならない。

（派遣の決定）

第９条　企画政策課は、前条の申込があった場合は速やかに担当課へ連絡し、連絡を受けた担当課は、対象としての可否を審査のうえ、その結果を元気城下町（やまとこおりやま）出前トーク決定通知書（様式第２号）により申込団体に通知するものとする。

（派遣の中止）

第 10 条 次の各号に定めるときは、市職員の派遣を中止することができる。

(1)　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがあるとき

(2)　政治思想、宗教、営利色が強い催しなどのとき

(3)　講座の目的に反すると認められるとき

（開催後の報告）

第 11 条　出前トーク終了後、担当した職員の代表者は、市長に元気城下町（やまとこおりやま）出前トーク開催報告書（様式第３号）を提出しなければならない。

（所管）

第 12 条　出前トークに関する総括及び受付事務は、企画政策部企画政策課が行い、職員派遣に係る事務は、それぞれ担当課が行うものとする。

（その他）

第 13 条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１９年２月１日から施行する。